様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年10月 2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さわらしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 佐原信用金庫  （ふりがな）こもり　てつ  （法人の場合）代表者の氏名 小森　哲  住所　〒287-0003  千葉県 香取市 佐原イ５２５番地  法人番号　2040005013371  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　佐原信用金庫のDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 6月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　佐原信用金庫HPにて公表  　https://www.shinkin.co.jp/sawara/assets/files/about/policy/digital\_transformation.pdf  　・記載箇所  　P4「DX戦略の策定に当たって」  　P5「DX－VISION」  　P6「ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | ①　P4「DX戦略の策定に当たって」  ・創業95周年を迎えた当金庫の経営環境は、少子高齢化の影響で経営（顧客）基盤、職員人員体制共に楽観視できない状況にある。今まで以上に厳しさを増す経営環境下においても金融仲介機能を発揮し地域経済の活性化に貢献していく為には業務の効率化と多様化するお客様のニーズに迅速かつ適切に答える柔軟な体制づくりが不可欠と認識。今回DX推進の指針となるDX戦略を策定することで金庫業務の変革を図りながら質の高い金融サービスを提供することで、お客様と地域社会の持続的な発展に寄与していく。  P5「DX－VISION」  【DXによる変革で新たな価値とサービスを】  ・これまでの営業活動で蓄積した顧客情報をデータ化しお客様の課題解決に役立てると共にデジタル技術を活用して金庫内業務の効率化や役職員の業務リソースを図ることで、お客様により質の高いサービスを提供し地域経済の発展に貢献していく。  P6「ビジネスモデルの方向性」  ・本部各部の横断的なチェック体制を前提に金庫業務の効率化を図る「守りのDX」と通常業務で蓄積されたお客様情報を活用して、デジタルチャネル経由で非来店型商品を販売する「攻めのDX]による2方向からの戦略でビジョン実現に向けたビジネスモデルを構築していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年5月30日、取締役会に準ずる意思決定機関である佐原信用金庫常勤理事会において可決 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　佐原信用金庫のDX戦略  ②　サイバーセキュリティ管理に関する基本方針 | | 公表日 | ①　2025年 6月 3日  ②　2025年 5月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　佐原信用金庫HPにて公表  　https://www.shinkin.co.jp/sawara/assets/files/about/policy/digital\_transformation.pdf  　・記載箇所  P6「ビジネスモデルの方向性」  P8「DX戦略とアクションプラン」  ②　佐原信用金庫HPにて公表  　https://www.shinkin.co.jp/sawara/assets/files/about/policy/cybersecurity\_policy.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　「佐原信用金庫のDX戦略」  P6「ビジネスモデルの方向性」  ・「守りのDX」  ⇒ITガバナンスの強化  業務効率化  デジタル人材の育成  ・「攻めのDX」  ⇒データストックの利活用  デジタル接点の拡充  　P8「DX戦略とアクションプラン」  ・戦略1「お客様の利便性を追求した  ソリューションの提供」  ・戦略2「業務プロセスの効率化と  営業スタイルの変革」  ・戦略3「デジタル人材の確保と育成」  ・戦略4「ITガバナンスの強化」  　・ACT1.「デジタル接点の拡充」  　・ACT.2「データのストックと利活用」  　　施策1「日報システムの活用強化」  　　施策2「オンライン顧客情報の活用」  　　　　　（しんきんDBの活用）  　　　　　ライフイベントセールス  　　　　　AIスコアリング  　　　　　AIターゲティング  　・ACT.3「業務効率化」  　・ACT.4「デジタル人材の確保と育成」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年5月30日、取締役会に準ずる意思決定機関である佐原信用金庫常勤理事会において可決  ②　2025年5月2日、取締役会に準ずる意思決定機関である佐原信用金庫常勤理事会において可決 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　佐原信用金庫のDX戦略  　・記載箇所  P14「DX推進体制」  P13「デジタル人材の確保と育成」 | | 記載内容抜粋 | ①　P14「DX推進体制」  ・「DX推進部会」の設置  P13「ACT.4デジタル人材の確保と育成」  ・施策1「デジタル人材のカテゴリー化」  ・施策2「デジタル人材の育成」  ITパスポートの取得、DXビジネスデザイン取得等 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　佐原信用金庫のDX戦略  　・記載箇所  P6「ビジネスモデルの方向性」  P8「さわらしんきんDX戦略とアクションプラン」  P9「ACT1.デジタル接点の拡充」  P12「ACT.3業務効率化」  P14「DX推進体制」  P15「ロードマップ」  ②　サイバーセキュリティ管理に関する基本方針  　・記載箇所  P1～P2　サイバーセキュリティ管理に関する基本方針 | | 記載内容抜粋 | ①　「佐原信用金庫のDX戦略」  P6「ビジネスモデルの方向性」  ・「攻めのDX」⇒「デジタル接点の拡充」  ・「守りのDX」⇒「ITガバナンスの強化」「業務効率化」  P8「DX戦略とアクションプラン」  ・戦略1「お客様の利便性を追求したソリューションの提供」  ・戦略4「ITガバナンスの強化」  P9「ACT1.デジタル接点の拡充」  ・施策1.非対面型顧客サービス  ・施策3.デジタルデバイスの最適化  　P12「ACT.3業務効率化」  　　・施策3.営業店業務の効率化  　　　　　　窓口支援システム導入  　　　　　　融資稟議支援システム導入  　P14「DX推進体制」  　　・「業務推進体制改善委員会」におけるガバナンスチェック  　P15「ロードマップ」  　　・1年目「インターネット環境構築」「融資稟議支援システム導入」  　　・2年目「ポケットWIFI全店導入」「無線LAN全店導入」  　　・3年目「窓口支援システム導入」  ②　P1　1.経営陣の責務  2.管理態勢の整備  3.対策の実施  6.法令等の遵守  P2　7.人材育成 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　佐原信用金庫のDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 6月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　佐原信用金庫HPにて公表  　https://www.shinkin.co.jp/sawara/assets/files/about/policy/digital\_transformation.pdf  　・記載箇所・ページ  P15「KPI」 | | 記載内容抜粋 | ①　P15「KPI」  ・ACT1.通帳アプリの利用率20％  SNS発信回数月10回  HPアクセス数前年同期比10％増  ・ACT2.DX関連セミナーの開催  ・ACT3.窓口支援システムの全店導入  ・ACT4.DX関連資格取得40人 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月 3日 | | 発信方法 | ①　佐原信用金庫のDX戦略  　佐原信用金庫HPにて公表  　https://www.shinkin.co.jp/sawara/assets/files/about/policy/digital\_transformation.pdf  　・発信箇所  　P4「DX戦略の策定に当たって」  　P5「DX－VISION」 | | 発信内容 | ①　P4「DX戦略の策定に当たって」  創業95周年を迎えた当金庫の経営環境は、少子高齢化の影響で経営（顧客）基盤、職員人員体制共に楽観視できない状況にある。今まで以上に厳しさを増す経営環境下においても金融仲介機能を発揮し地域経済の活性化に貢献していく為には業務の効率化と多様化するお客様のニーズに迅速かつ適切に答える柔軟な体制づくりが不可欠と認識。今回DX推進の指針となるDX戦略を策定することで金庫業務の変革を図りながら質の高い金融サービスを提供することで、お客様と地域社会の持続的な発展に寄与していく。  P5「DX－VISION」  　「DXによる変革で新たな価値とサービスを」  当金庫は、デジタル技術とデータを活用してお客様の課題解決に取り組みながら業務の効率化や業務改善を推進することで、より質の高い金融サービスを提供し地域経済の発展に貢献していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。